

令和4年度第1回宍粟市地域公共交通会議次第

令和4年6月28日(火) 午後2時～
宍粟市役所3階 庁議室

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 宍粟市地域公共交通会議委員の紹介
- 4 宍粟市地域公共交通会議の趣旨説明
- 5 宍粟市地域公共交通会議副会長及び監事の任命
- 6 議 事
 - (1) 令和5年度フィーダー系統確保維持計画(案)について
 - (2) 令和4年度宍粟市地域公共交通会議会計予算について
- 7 報 告
 - (1) 宍粟市地域公共交通計画にかかる基礎調査について
 - (2) 路線(小型)バスの利用実績
 - (3) 市内小型バスの更新について
 - (4) 宍粟市ぶらっと自転車下り
- 8 そ の 他
- 9 閉 会

【メモ】

宍粟市地域公共交通会議委員名簿

任期 R4.6.28～R6.3.31

	所 属	役 職	氏 名	備考
	宍粟市	宍粟市副市長	富 田 健 次	
	住民代表	宍粟市連合自治会(山崎町連合自治会 代表)	西 嶋 收 一	
	住民代表	宍粟市連合自治会(一宮町連合自治会 代表)	米 田 正 富	
	住民代表	宍粟市連合自治会(波賀町連合自治会 代表)	小 椋 成 実	
	住民代表	宍粟市連合自治会(千種町連合自治会 代表)	廣 金 幸 一	
	住民代表	公募委員	下 川 秀 美	
	住民代表	公募委員	板 東 敏 子	
	住民代表	宍粟市老人クラブ連合会長	薄 木 正 夫	
	住民代表	宍粟市社会福祉協議会事務局次長	春 名 豊 滋	
	学識経験者	兵庫県立大学 教授	兒 山 真 也	
	バス事業者代表	神姫バス(株) 姫路営業所長	清 水 忠 臣	
	バス事業者代表	(株)ウエスト神姫営業課長	妻 木 孝 典	
	バス事業者団体代表	社団法人兵庫県バス協会専務理事	水 田 節 男	
	タクシー事業者代表	西播タクシー協会宍粟支部長	出 雲 聖 士	
	労働団体代表	(株)ウエスト神姫労働組合執行委員長	室 井 周 冊	
	道路管理者	国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所山崎維持出張所長	鹿 嶋 久 義	
	道路管理者	兵庫県龍野土木事務所宍粟事業所道路担当課長	橋 本 征 尚	
	公安委員会	宍粟警察署交通課長	中 島 誠	
	神戸運輸監理部	兵庫陸運部 首席運輸企画専門官	田 中 康 嗣	
	兵庫県西播磨県民局	光都土木事務所所長補佐(企画調整担当)	井 口 智 貴	

中央市地域公共交通会議事務局名簿

所 属	役 職	氏 名	備考
市民生活部	部長	森 本 和 人	
市民生活部	次長	山 本 信 介	
市民生活部 まちづくり推進課	次長兼課長	中 尾 善 弘	
市民生活部 まちづくり推進課	副課長兼係長	福 田 和 也	
市民生活部 まちづくり推進課	主事	上 川 雄 生	
健康福祉部 障害福祉課	係長	森 谷 直 明	
一宮市民局 まちづくり推進課	主査	木 村 壮 志	
波賀市民局 まちづくり推進課	主事	瀧 本 大 貴	
千種市民局 まちづくり推進課	主事	幸 福 大 地	

■オブザーバー

所 属	役 職	氏 名	備考
兵庫県土木部	土木部交通政策課 副課長兼地域交通班長	奥 藤 秀 樹	
(株)ウエスト神姫山崎営業所	運輸部長	橋 本 友 一	

宍粟市地域公共交通会議規約

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の規定に基づき、地域の実情に応じた持続可能な交通サービスの実現をめざし、住民代表、事業者及び行政等が協働し意見聴取又は必要な協議を行うため、宍粟市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(事務所)

第2条 交通会議の事務所は、兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6 宍粟市役所内に置く。

(所掌事務)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項について意見聴取又は協議を行う。

- (1) 地域の実情に応じた地域交通のニーズの把握に関すること。
- (2) 地域における需要に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (3) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議に関すること。
- (4) 地域公共交通計画の実施に関する協議に関すること。
- (5) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (6) 地域公共交通確保維持改善事業に関すること。
- (7) 交通空白地輸送を行う自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

(組織)

第4条 交通会議は、次に掲げる委員をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 住民の代表
- (2) 学識経験者
- (3) バス、タクシー事業者及びそれらが組織する団体の代表
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (5) 道路管理者
- (6) 公安委員会
- (7) 神戸運輸監理部長又はその指名する職員
- (8) 兵庫県の関係職員
- (9) 宍粟市副市長
- (10) その他交通会議が必要と認める者

2 委員の任期は委嘱の日から翌年度の年度末までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(役員)

第5条 交通会議に次の役員を置く。

(1) 会長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 監事 1人

2 会長は、宋栗市副市長とし、交通会議を代表し、その会務を総理する。

3 会長は、副会長及び監事を委員の中から任命する。

4 副会長は、会長を補佐して交通会議の業務を掌理し、会長不在の時は、会長の職務を代理する。

5 監事は、交通会議の会計監査を行う。

6 監事は、会計監査の結果を交通会議において報告する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により交通会議に出席できないときは、その委員の代わりの者を出席させることができる。この場合において、代わりに出席した者は、委員とみなす。

4 交通会議の議決の方法は、原則として全会一致とするが、成立しない場合においては多数決とする。

5 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 交通会議は原則として公開とする。ただし、交通会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

7 前各項に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第7条 交通会議において議決された事項については、交通会議の構成員はその結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第8条 交通会議に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ交通会議に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第9条 第3条に掲げる事項について専門的な調査及び検討等を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 交通会議の業務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

- 2 事務局は、宍粟市公共交通担当課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第11条 交通会議の経費は、必要に応じて負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 交通会議の予算の編成及び現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第13条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成26年6月24日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年1月26日から施行する。

議案（1）

様式第 1－6（日本産業規格 A 列 4 番）

宍 市 ま 第 号
令和 4 年 6 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 宍 栗 市
住 所 宍 栗 市 山 崎 町 中 広 瀬 133 番 地 6
代 表 者 氏 名 市 長 福 元 晶 三

地域内フィーダー系統確保維持計画認定申請書

地域内フィーダー系統確保維持計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、別添の記載すべき事項を全て記した地域内フィーダー系統確保維持計画を添付すること。

地域内フィーダー系統確保維持計画

令和4年6月28日

宍粟市地域公共交通会議 会長 富田 健次

生活交通確保維持改善計画の名称	
宍粟市地域内フィーダー系統確保維持計画	
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性	
市域が広大で鉄軌道が無い宍粟市の公共交通においては、民間による路線バスが、通勤や通学、通院、買い物など市民の日常生活を支える移動手段として重要な役割を担っています。 市民が住んでいる地域でいつまでも安心して暮らせること、元気な高齢者の方が利用できること、また、通勤通学者がマイカー以外の環境にやさしい移動手段として利用できること、さらに市外から観光に訪れる方の移動手段としての利用を目的として本計画を策定します。	
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果	
(1) 事業の目標	
各路線の目標を次のとおりとする。	
(1) 市役所前～下宇原 1	1便あたり1. 6人以上の利用者数
(2) 山崎～下比地	1便あたり1. 5人以上の利用者数
(3) はりま一宮小学校前～いちのぴあ～福知溪谷	1便あたり1. 5人以上の利用者数
(4) JAハリマみかた営業部～JAハリマみかた営業部	1便あたり1. 5人以上の利用者数
(5) JAハリマみかた営業部～JAハリマみかた営業部	1便あたり1. 5人以上の利用者数
(6) JAハリマみかた営業部～まほろばの湯	1便あたり1. 5人以上の利用者数
(7) JAハリマみかた営業部～千町終点	1便あたり1. 5人以上の利用者数
(8) JAハリマみかた営業部～子安地藏前	1便あたり1. 5人以上の利用者数
(9) 皆木～上垣内	1便あたり1. 5人以上の利用者数
(10) メイプル福祉センター～皆木	1便あたり1. 5人以上の利用者数
(11) 皆木～皆木	1便あたり1. 5人以上の利用者数
(12) エーガイヤちくさ～内海口	1便あたり1. 5人以上の利用者数
(13) エーガイヤちくさ～別所	1便あたり1. 5人以上の利用者数
(14) エーガイヤちくさ～土井	1便あたり1. 5人以上の利用者数
(15) エーガイヤちくさ～倉谷	1便あたり1. 5人以上の利用者数
(16) エーガイヤちくさ～倉谷口	1便あたり1. 5人以上の利用者数
(2) 事業の効果	
①地域住民の通院・買い物等の日常生活を支える移動手段の確保 ②交通空白地域の解消 ③通勤・通学手段の確保 ④定額運賃による利便性の向上 ⑤市外連絡路線（幹線）との連携によるネットワークの構築	
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体	

- ・公共交通のネットワークが一目で分かる公共交通マップの作成（運行事業者）、市内全戸配布（市）
- ・利用を促進するため、体験乗車をしようとする市内グループ（概ね3人以上）に対し、1日乗車券を交付する体験乗車推進事業を実施（市）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

（1）運行系統の概要

路線分類	路線	サービス水準	車両形態
市外連絡路線 （幹線）	出発地～山崎待合所	現行の運行本数 毎日定期運行 ※土日ダイヤあり	大型車両
市内完結路線 （支線）	出発地～地域の市外連絡路線との接続拠点	1日3～4往復 週1日～週5日 定期運行 ※土日運休	小型車両

（2）運賃 200 円

（3）運行予定者 株式会社ウエスト神姫
詳細は表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

市から運行事業者へ、運行経費と運行等収入の差額を支援している

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

（株）ウエスト神姫

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」のとおり
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
① 車両の代替による費用削減等の内容 該当なし
② 代替車両を活用した利用促進策 該当なし
17. 協議会の開催状況と主な議論

・平成29年6月28日（H29第1回）利用促進のための特殊運賃の協議 ・平成29年8月30日（H29第2回）計画内容、事業内容（フリー降車制）について協議 ・平成30年1月25日（H29第3回）事業評価の協議 ・平成30年2月28日（H29第4回）路線の見直し等の協議 ・平成30年6月21日（H30第1回）フィーダー計画の内容協議 ・平成30年8月2日（H30第2回）通学利用に合わせたダイヤ改正の協議 ・平成30年11月21日（H30第3回）交通網再編に係る経過報告 ・平成31年1月25日（H30第4回）交通網再編の協議 ・平成31年2月15日（H30第5回）利用促進のための特殊運賃の協議 ・令和元年6月14日（R1第1回）フィーダー計画の内容協議 ・令和2年1月27日（R1第2回）事業評価、新設・移設バス停の協議 ・令和2年7月15日（R2第1回）R2フィーダー計画変更、R3フィーダー計画の内容協議 ・令和3年1月26日（R2第2回）事業評価の協議、R3フィーダー計画変更 ・令和3年6月24日（R3第1回）R4フィーダー計画の内容協議 ・令和3年10月29日（R3第2回）R4フィーダー計画変更、バス停新設 ・令和4年1月26日（R3第3回）事業評価の協議、地域公共交通計画の策定について	
18. 利用者等の意見の反映状況	
会議に住民代表として公募委員のほか、各町連合自治会や老人クラブ連合会、社会福祉協議会より各々1名に参画いただき、利用者等の意見を反映している。 また、地域自治会との調整、利用者の意見聴取やバス乗務員へのアンケート調査を実施し見直しの参考にしている。	
19. 協議会メンバーの構成員	
住民の代表	山崎町連合自治会、一宮町連合自治会 波賀町連合自治会、千種町連合自治会 老人クラブ連合会、宍粟市社会福祉協議会 公募委員
学識経験者	兵庫県立大学 教授
バス、タクシー事業者及びそれらが組織する団体の代表	神姫バス(株)、(株)ウエスト神姫 西播磨タクシー協会宍粟支部、(社)兵庫県バス協会
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体	(株)ウエスト神姫労働組合
道路管理者	国土交通省、兵庫県
宍粟市	宍粟市副市長

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133-6

（所 属）宍粟市役所市民生活部

まちづくり推進課

（氏 名）上川 雄生

（電 話）0790-63-3123

（e-mail）machizukuri-ka@city.shiso.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

令和5年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 （申請番号）		運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進 特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 （別表7及び別表9）			
				起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで該当する要件	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件 （別表7のみ）
栄栗市	株式会社ウエスト神姫	(1)	市役所前～山崎～下宇原1	市役所前	山崎・川戸3	下宇原1	往 13.2km 復 13.2km	255	1147.5 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統である神姫バス山崎～姫路線の山崎停留所で接続	③
		(2)	山崎～下比地	山崎	須賀沢1・金谷自治会館前・国見の森	下比地	往 12.5km 復 12.5km	255	1020.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統である神姫バス山崎～姫路線の山崎停留所で接続	③
		(3)	はりまー宮小学校前～いちのびあ～福知溪谷	はりまー宮小学校前	いちのびあ・深河谷詰所前・福知公民館前	福知溪谷	往 15.0km 復 15.0km	101	303.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウエスト神姫横山線の曲里停留所で接続	③
		(4)	JAハリマみかた営業部～川上神社口～JAハリマみかた営業部	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯・東公文公民館前・川上神社口	JAハリマみかた営業部	往 16.6km (循環系統)	102	306.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウエスト神姫横山線の福野北停留所で接続	③
		(5)	JAハリマみかた営業部～まほろばの湯	JAハリマみかた営業部	釜河内集会所前・高野橋・三方	まほろばの湯	往 9.1km 復 9.1km	101	303.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウエスト神姫横山線の福野北停留所で接続	③
		(6)	JAハリマみかた営業部～千町終点	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯・草木集会所前	千町終点	往 11.9km 復 11.9km	77	231.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウエスト神姫横山線の福野北停留所で接続	③
		(7)	JAハリマみかた営業部～百千家満	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯・草木集会所前	百千家満	往 4.7km 復 4.7km	25	75.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウエスト神姫横山線の福野北停留所で接続	③
		(8)	JAハリマみかた営業部～子安地蔵前	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯・上岸田・黒原詰所前	子安地蔵前	往 11.8km 復 11.8km	101	303.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウエスト神姫横山線の福野北停留所で接続	③
		(9)	皆木～上垣内	皆木	メイプル福祉センター・今市・谷公民館前	上垣内	往 7.9km 復 7.9km	102	306.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫エーガイヤちくさ線の安賀停留所と接続	③
		(10)	メイプル福祉センター～皆木	メイプル福祉センター	波賀市民局・水谷公民館前	皆木	往 7.0km 復 7.0km	153	459.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫エーガイヤちくさ線の安賀停留所と接続	③
		(11)	皆木～飯見詰所北～皆木	皆木	飯見詰所北	皆木	往 3.8km (循環系統)	153	306.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫エーガイヤ線の皆木停留所と接続	③
		(12)	エーガイヤちくさ～内海口	エーガイヤちくさ	寺畑・下鷹巣・戸倉・早田	内海口	往 17.0km 復 17.0km	154	308.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫千種線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(13)	エーガイヤちくさ～別所	エーガイヤちくさ	寺畑・下鷹巣・戸倉・早田	別所	往 9.9km 復 9.9km	203	203.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫千種線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(14)	エーガイヤちくさ～土井	エーガイヤちくさ	寺畑・下鷹巣・戸倉	土井	往 12.2km 復 12.2km	49	98.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫千種線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(15)	エーガイヤちくさ～倉谷	エーガイヤちくさ	千種・西山・土井・室公民館前	倉谷	往 9.3km 復 9.3km	154	308.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫千種線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(16)	エーガイヤちくさ～倉谷口	エーガイヤちくさ	千種・西山・土井・室公民館前	倉谷口	往 8.7km 復 8.7km	49	98.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫千種線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和6年度

市区町村	運行予定者名		運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進 特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
				起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで該当する要件	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件 (別表7のみ)
中央市	株式会社ウエスト神姫	(1)	市役所前～山崎～下宇原1	市役所前	山崎・川戸3	下宇原1	往 13.2km 復 13.2km	255	1147.5 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統である神姫バス山崎～姫路線の山崎停留所で接続	③
		(2)	山崎～下比地	山崎	須賀沢1・金谷自治会館前・国見の森	下比地	往 12.5km 復 12.5km	255	1020.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統である神姫バス山崎～姫路線の山崎停留所で接続	③
		(3)	はりまー宮小学校前～いちのびあ～福知溪谷	はりまー宮小学校前	いちのびあ・深河谷詰所前・福知公民館前	福知溪谷	往 15.0km 復 15.0km	102	306.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウエスト神姫横山線の曲里停留所で接続	③
		(4)	JAハリマみかた営業部～川上神社口～JAハリマみかた営業部	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯・東公文公民館前・川上神社口	JAハリマみかた営業部	往 16.6km (循環系統)	102	306.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウエスト神姫横山線の福野北停留所で接続	③
		(5)	JAハリマみかた営業部～まほろばの湯	JAハリマみかた営業部	釜河内集会所前・高野橋・三方	まほろばの湯	往 9.1km 復 9.1km	102	306.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウエスト神姫横山線の福野北停留所で接続	③
		(6)	JAハリマみかた営業部～千町終点	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯・草木集会所前	千町終点	往 11.9km 復 11.9km	78	234.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウエスト神姫横山線の福野北停留所で接続	③
		(7)	JAハリマみかた営業部～百千家満	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯・草木集会所前	百千家満	往 4.7km 復 4.7km	24	72.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウエスト神姫横山線の福野北停留所で接続	③
		(8)	JAハリマみかた営業部～子安地藏前	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯・上岸田・黒原詰所前	子安地藏前	往 11.8km 復 11.8km	102	306.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウエスト神姫横山線の福野北停留所で接続	③
		(9)	皆木～上垣内	皆木	メイプル福祉センター・今市・谷公民館前	上垣内	往 7.9km 復 7.9km	101	303.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫エーガイヤちくさ線の安賀停留所と接続	③
		(10)	メイプル福祉センター～皆木	メイプル福祉センター	波賀市民局・水谷公民館前	皆木	往 7.0km 復 7.0km	154	462.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫エーガイヤちくさ線の安賀停留所と接続	③
		(11)	皆木～飯見詰所北～皆木	皆木	飯見詰所北	皆木	往 3.8km (循環系統)	154	308.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫エーガイヤ線の皆木停留所と接続	③
		(12)	エーガイヤちくさ～内海口	エーガイヤちくさ	寺畑・下鷹巣・戸倉・早田	内海口	往 17.0km 復 17.0km	154	308.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫千種線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(13)	エーガイヤちくさ～別所	エーガイヤちくさ	寺畑・下鷹巣・戸倉・早田	別所	往 9.9km 復 9.9km	204	204.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫千種線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(14)	エーガイヤちくさ～土井	エーガイヤちくさ	寺畑・下鷹巣・戸倉	土井	往 12.2km 復 12.2km	50	100.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫千種線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(15)	エーガイヤちくさ～倉谷	エーガイヤちくさ	千種・西山・土井・室公民館前	倉谷	往 9.3km 復 9.3km	154	308.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫千種線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(16)	エーガイヤちくさ～倉谷口	エーガイヤちくさ	千種・西山・土井・室公民館前	倉谷口	往 8.7km 復 8.7km	50	100.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫千種線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③

- (注)
1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

令和7年度

市区町村	運行予定者名		運行系統名 （申請番号）	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便増進 特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 （別表7及び別表9）			
				起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで該当する要件	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件 （別表7のみ）
中央市	株式会社ウエスト神姫	(1)	市役所前～山崎～下宇原1	市役所前	山崎・川戸3	下宇原1	往 13.2km 復 13.2km	255	1138.5 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統である神姫バス山崎～姫路線の山崎停留所で接続	③
		(2)	山崎～下比地	山崎	須賀沢1・金谷自治会館前・国見の森	下比地	往 12.5km 復 12.5km	255	1012.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統である神姫バス山崎～姫路線の山崎停留所で接続	③
		(3)	はりま一宮小学校前～いちのびあ～福知溪谷	はりま一宮小学校前	いちのびあ・深河谷詰所前・福知公民館前	福知溪谷	往 15.0km 復 15.0km	102	306.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウエスト神姫横山線の曲里停留所で接続	③
		(4)	JAハリマみかた営業部～川上神社口～JAハリマみかた営業部	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯・東公文公民館前・川上神社口	JAハリマみかた営業部	往 16.6km (循環系統)	101	303.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウエスト神姫横山線の福野北停留所で接続	③
		(5)	JAハリマみかた営業部～まほろばの湯	JAハリマみかた営業部	釜河内集会所前・高野橋・三方	まほろばの湯	往 9.1km 復 9.1km	102	306.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウエスト神姫横山線の福野北停留所で接続	③
		(6)	JAハリマみかた営業部～千町終点	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯・草木集会所前	千町終点	往 11.9km 復 11.9km	78	231.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウエスト神姫横山線の福野北停留所で接続	③
		(7)	JAハリマみかた営業部～百千家満	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯・草木集会所前	百千家満	往 4.7km 復 4.7km	24	72.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウエスト神姫横山線の福野北停留所で接続	③
		(8)	JAハリマみかた営業部～子安地蔵前	JAハリマみかた営業部	まほろばの湯・上岸田・黒原詰所前	子安地蔵前	往 11.8km 復 11.8km	102	306.0 回		路線定期運行	①、②(1)	地域間幹線系統であるウエスト神姫横山線の福野北停留所で接続	③
		(9)	皆木～上垣内	皆木	メイプル福祉センター・今市・谷公民館前	上垣内	往 7.9km 復 7.9km	101	306.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫エーガイヤちくさ線の安賀停留所と接続	③
		(10)	メイプル福祉センター～皆木	メイプル福祉センター	波賀市民局・水谷公民館前	皆木	往 7.0km 復 7.0km	154	453.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫エーガイヤちくさ線の安賀停留所と接続	③
		(11)	皆木～飯見詰所北～皆木	皆木	飯見詰所北	皆木	往 3.8km (循環系統)	154	302.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫エーガイヤ線の皆木停留所と接続	③
		(12)	エーガイヤちくさ～内海口	エーガイヤちくさ	寺畑・下鷹巣・戸倉・早田	内海口	往 17.0km 復 17.0km	154	310.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫千種線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(13)	エーガイヤちくさ～別所	エーガイヤちくさ	寺畑・下鷹巣・戸倉・早田	別所	往 9.9km 復 9.9km	204	203.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫千種線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(14)	エーガイヤちくさ～土井	エーガイヤちくさ	寺畑・下鷹巣・戸倉	土井	往 12.2km 復 12.2km	50	96.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫千種線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(15)	エーガイヤちくさ～倉谷	エーガイヤちくさ	千種・西山・土井・室公民館前	倉谷	往 9.3km 復 9.3km	154	310.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫千種線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③
		(16)	エーガイヤちくさ～倉谷口	エーガイヤちくさ	千種・西山・土井・室公民館前	倉谷口	往 8.7km 復 8.7km	50	96.0 回		路線定期運行	②(1)	地域間交通ネットワークであるウエスト神姫千種線のエーガイヤちくさ停留所と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

運行計画

運行計画（運行系統、運行日、運行本数）

申請 番号	路線名	運行系統	運行日	運行本数
1	戸原線	下宇原 1⇄市役所前	月～金	4.5 往復
2	城下線	下比地⇄山崎	月～金	4 往復
3	下三方線	福知溪谷～いちのびあ～はりま一宮小学校前	火、金	3 往復
4	公文線	JA ハリマみかた営業部 ⇄JA ハリマみかた営業部	月、水	3 便
5	河原田線	JA ハリマみかた営業部 ⇄まほろばの湯	火、金	3 往復
6	千町線	千町終点⇄JA ハリマみかた営業部	月、水	3 往復
7	千町線	千町終点⇄JA ハリマみかた営業部	月、水	3 往復
8	黒原線	子安地藏前⇄JA ハリマみかた営業部	火、金	3 往復
9	谷今市線	上垣内⇄皆木	火、木	3 往復
10	水谷線	皆木⇄メイプル福祉センター	月、水、金	3 往復
11	戸倉線 (飯見経由)	皆木⇄皆木	月、水、金	2 便
12	鷹巣線	エーガイヤちくさ⇄内海口	月、火 水、金	3 往復
13	鷹巣線	エーガイヤちくさ⇄別所	月、火 水、金	3 往復
14	鷹巣線	エーガイヤちくさ⇄土井	月、火 水、金	3 往復
15	奥西山七野線	倉谷⇄エーガイヤちくさ	月、火 水、金	2 往復
16	奥西山七野線	倉谷口⇄エーガイヤちくさ	月、火 水、金	2 往復

1～16 は 8/13～8/15、12/30～1/3 は運休

6、12、15 は冬季期間（12/15～3/15）はそれぞれ 7、8、13、16 で運行

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	宍粟市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	34,819
交通不便地域等	34,819

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
21,877	旧山崎町	山村振興法(一部)、 過疎地域自立促進特別措置法
7,213	旧一宮町	山村振興法(一部)、 過疎地域自立促進特別措置法
3,237	旧波賀町	山村振興法、 過疎地域自立促進特別措置法
2,492	旧千種町	山村振興法、 過疎地域自立促進特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定
年月日及び

特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度

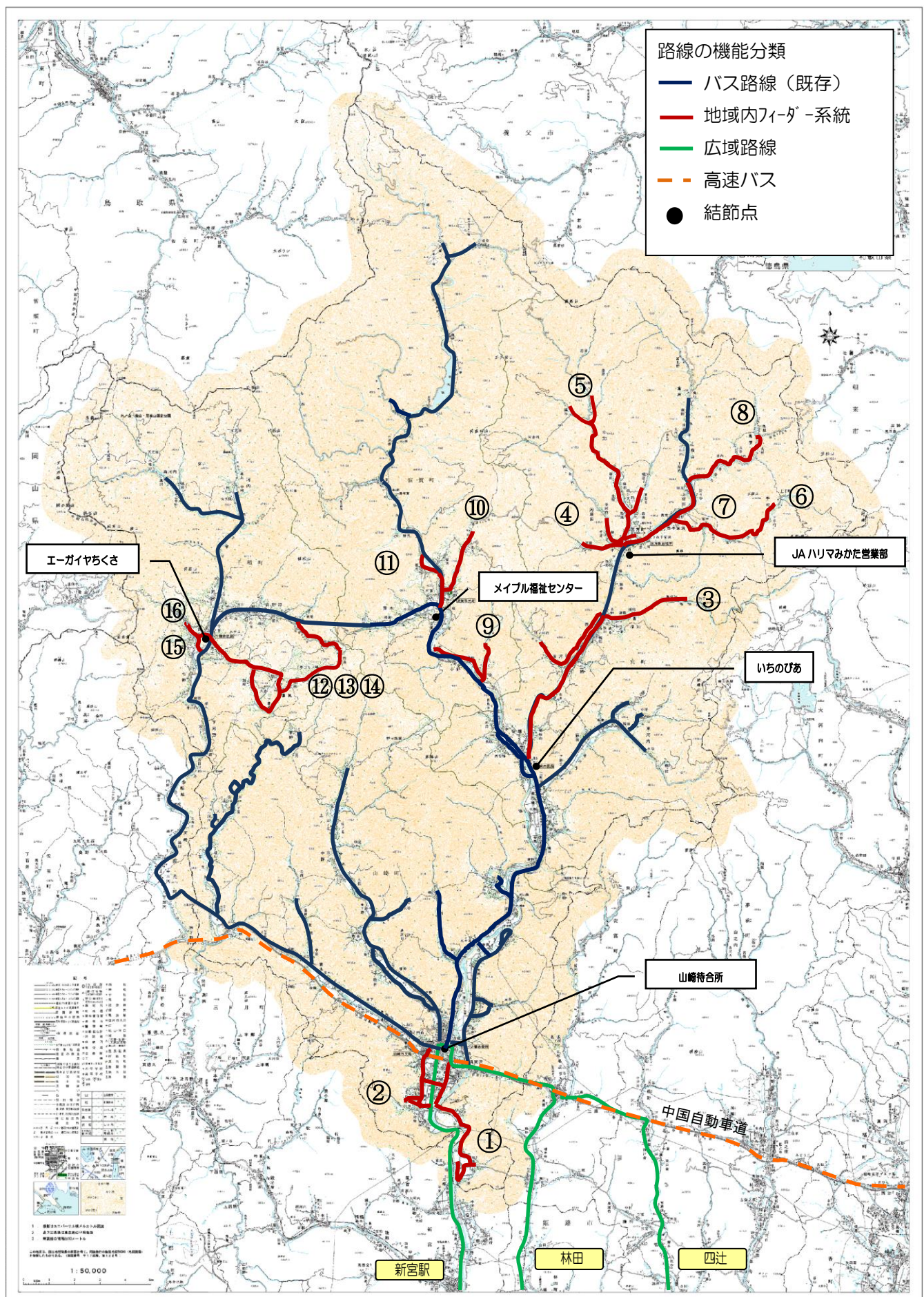
(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7にに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。
(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

地域内フィーダーシステムの配置イメージ



議案 (2)

令和4年度 宍粟市地域公共交通会議会計予算(案)

収 入	4,070,000円
支 出	4,070,000円
差引金額	0円

【収入の部】

(単位:円)

項 目	本年度 予算額	説 明
市負担金	3,052,500	市負担金
地域公共交通確保維持改善 事業費補助金	1,017,500	国補助金
合 計	4,070,000	

【支出の部】

(単位:円)

項 目	本年度 予算額	説 明
委託料	4,070,000	コンサルタント業務委託料
合 計	4,070,000	

報告 (1) 参考資料

① 地域の現状等

地域の地勢や土地利用、人口動態や日常生活圏、施設立地、観光動態等について、既存の統計資料の活用に加え、必要に応じて追加調査等を実施し、地域の現況に関する項目を整理しましょう。なお、地域内の人口分布や通勤・通学流動、施設の立地状況等については、地図上で示した上で、バスや鉄道等の公共交通ネットワークの図面と重ね合わせて示すことができれば、現状の公共交通ネットワークが十分なものかどうか、必要とされるところに整備されているか、などの分析に活用できます。

▼地域の現状等での記載項目例

項目	概 要	利用するデータ等
地勢・自然	- 地形・地勢や気象状況等について説明します。 - 地形については高低差が分かるような地図で説明することも有効です。	- 地図 - 気象庁のデータ
土地利用	- 市街地の広がりや、市街地における商業地／住宅／工業等の土地利用の状況を説明します。 - 道路や鉄道の整備状況や整備計画について説明します。	- 土地利用現況図 - 都市計画図
人口・世帯数	【人口・世帯数等の推移】 - 人口・世帯数の推移や地区別の分布を表やグラフ等で示し、人口動態について説明します。 - 人口については、年齢3階層別に示すなど、年齢構成の変化についても説明します。 - 対象区域が広域であるなど、多様な地区が存在する場合には、地区別の人口・世帯数等についても説明します。なお、GIS（地図情報システム）の活用も積極的に検討しましょう。 【将来人口】 「人口ビジョン」等で独自に将来人口の予測をしている場合、これを使用して将来的な人口動態を説明します。また、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口推計（都道府県・市町村）」も活用可能です。	- 国勢調査 - 住民基本台帳
日常生活圏	- 市町村間・地区間における通勤・通学、買物・通院等の流動についての現状を、表や地図を用いて説明します。 - パーソントリップ調査（詳細編 第6章6.4参照）や独自の実態調査等を実施している場合は、その結果を用います。なければ、国勢調査結果の通勤・通学に係る統計数値の活用が可能です。	- パーソントリップ調査 - 地方公共団体独自の実態調査 - 国勢調査
事業所・従業者数	事業所数や従業者数の推移や地区別の分布を表やグラフ等で示し、事業者・企業の立地状況等について説明します。	経済センサス
各種施設分布	- 医療・福祉施設、役所や図書館などの公共施設、大規模商業施設、観光施設などの集客施設の分布を地図で説明します。 - 施設の集客数やその推移が分かれば、それについても説明します。 - 今後の施設整備計画についても分かる範囲で説明します。	- 地図 - 各施設の来場者データ - 各種施設計画
観光動向	- 観光施設の分布を地図で説明します。 - 観客数の推移や、利用交通手段、出発地等の分布についても説明しましょう。	各種観光動態調査
その他	必要に応じて、自家用者の保有台数とその推移、高齢者運転免許証の返納状況等、自家用車保有・利用並びに交通事故に関する最近の動向等についても説明しましょう。	各種調査

第5章

5.1 地域の現状や移動特性・ニーズを把握する手法について

地域の現状や移動特性・ニーズに関する整理項目の例

② 公共交通の現況

地域の公共交通を構成する交通手段それぞれについて、整備状況や運行状況、利用状況、経営状況等を把握し、地図やグラフ等を用いて分かりやすく説明しましょう。また、住民・利用者の公共交通に対する意見についても整理しておきましょう。今後の公共交通の需要について、人口推計結果等を用いて推計値を算出し、このまま対策を打たなければ公共交通がどうなっていくのかを示し、関係者間で共有することも有効と考えられます。

なお、調査の対象とする公共交通は、乗合バスだけに限定せず、地域公共交通計画の中で活用の可能性のある地域旅客運送サービスを幅広く捉えるようにしてください。例えば、鉄道や航路、タクシー、自家用有償旅客運送等を含めた公共交通全般のほか、必要に応じてスクールバス、福祉輸送、病院・商業施設などの送迎サービスなどを含めて整理・把握しましょう。また、一市町村内で完結する路線だけではなく、近接市町村に跨る広域路線についても現況を把握しておくことが重要です。

▼公共交通の現況での記載項目例

項 目	内 容	利用データ
公共交通の種類	- 鉄道や航路、バス、タクシー、自家用有償旅客運送など、地域に存在する全ての公共交通の種類と、事業の主体・事業手法等について表形式等で整理します。 - 必要に応じて、（有償・無償を問わず）スクールバス、福祉輸送、病院・商業施設送迎サービス等の現状についても情報収集し、整理しておきましょう。	事業者資料
整備状況	- 鉄道網や駅の位置、バス路線・系統の現状、タクシー乗り場の位置、及び今後の整備計画等について、地図や路線図等を用いて資料を作成します。 - 必要に応じて、事業所や営業所等、配車の拠点となる場所も情報収集し、整理しておきましょう。 - 人口分布や通勤・通学流動、施設の立地状況等などと、地図上で重ね合わせて示すことができれば、現状の公共交通ネットワークが十分なものかどうか、必要とされるところに整備されているか、などの説明が可能となります。 - GIS（地図情報システム）を用いれば、鉄道駅の勢圏、停留所の勢圏における人口や面積等の集計ができ、それをもとに、地域での鉄道やバスの「カバー率」を計算することもできます。なお、鉄道駅や停留所の勢圏については、一般的に前者が500m、後者が300mなどと言われますが、地域の地形条件や取り付けの道路や通路の状況等によって適切な水準を設定します。	- 各種地図 - 路線図
運行状況	- 鉄道やバス路線について、路線・系統別の運行回数や運行時間帯、運賃などの状況を、地図やグラフを用いて資料作成します。 - バス路線については複数の系統が輻輳（ふくそう）することもあり、それぞれの系統の運行状況については、地図上で色分けしたり、太さを変えたりして示すことが考えられます。 - また、系統数が多い場合、それらを方面別にまとめて集計して表示するなど、分かりやすくするように工夫しましょう。 - 事業者別、補助の有無別の整理も有効です。	- 路線図 - 時刻表 - 事業者資料

▼公共交通の現況での記載項目例（つづき）

項 目	内 容	利用データ
利用状況	【路線別の状況】 - バス路線別あるいは鉄道駅別に、利用者数の現状や推移、利用者の内訳（通勤定期・通学定期、普通乗車等）について、表やグラフを使用して示します。 - バス路線については複数の系統が輻輳（ふくそう）することもあり、それぞれの路線の利用状況については、地図上で色分けしたり、太さを変えたりして示すことが考えられます。 - バス系統の数が多い場合、それらを方面別にまとめて集計して表示するなど、分かりやすくするように工夫しましょう。 - 利用者総数だけでなく、例えば、1運行当たりの利用者数を示すなど、多角的に分析できるように工夫しましょう。 - タクシー利用については、路線・方面別の集計が困難であり、地域全体の利用者数やその推移について資料作成します。 【詳細な利用状況】 - これまでに乗降場所別の乗降者数調査、OD調査等を実施していれば、区間別・時間帯別等の利用状況や、特定区間間の利用状況等、必要に応じて説明資料を作成しましょう。 - バス路線の系統別に、バス停別乗車・降車人数、バス停間車内人員（バス停別通過人員）を整理することも、区間別の実態を把握する上で有効です。 - 事業者のICカードの利用データを用いて、利用状況について分析することも考えられます。 ※各種調査手法については、本章内で説明していますので、参照ください。	事業者資料
利用環境	- 公共交通の利用環境について、以下のような状況について資料作成します。なお、既存の資料・データ等がない場合には、必要に応じて実態調査を行いましょう。 - 駅等での乗換え・乗継ぎの状況 - 駅・停留所、車両等でのバリアフリー化の状況 - 駅・停留所等での情報提供（のりばや路線・ダイヤ化の案内等）の状況 - 駅・停留所等での上屋等の整備状況 - HP 等での情報提供の状況	- 事業者資料 - 施設管理者資料 - 現地実態調査
経営状況	- 公表できる範囲で、各事業者の運行（総走行キロ等）及び収支状況（できれば路線別の運行状況・収支状況）の資料を入手し、表やグラフで説明しましょう。 - 必要に応じて、乗務員や車両等の充足状況も把握しましょう。	事業者資料
住民・利用者等の意向	- 公共交通の現状に対する住民、利用者等の意向を把握し、住民、利用者等の不満点、要望等に関する資料を作成します。 - 必要に応じて利用者へのアンケート調査やヒアリング調査等を実施しましょう。	- アンケート調査 - ヒアリング調査
将来予測	将来人口推計結果等を用いて、将来の需要推計を行います。また、需要推計結果を用いて、今後の収支状況がどうなっていくかの経営シミュレーションを実施することも考えられます。 ※詳細編「第6章 将来の公共交通を考える手法について」において分析手法を紹介していますので、参照ください。	- 実態調査 - 事業者資料

なお、個別のバス路線等の運行や収支状況については、交通事業者から下記のようなデータを入手しておき、必要に応じて表・グラフ作成等を行いましょう。

▼個別のバス路線等の運行・収支状況を示すデータ例

運行状況	収支状況
・路線名 ・系統番号 ・起点 ・経由地 ・終点 ・系統キロ ・実車走行キロ	・運送収入・経常収入 ・運送費用・経常費用 ・経常費用総損益 ・収支率 ・補助金額 ・補助金込み収支

なお、系統別の収支については、可能な限り、最新のデータ等を用いて算出しましょう。下記の例を参考に、交通事業者と協力して収入と費用を算出し、系統別の収支状況を把握しましょう。

▼系統別の収支状況の算出方法例

系統別収入	系統別費用
(例1) バスの利用実態調査結果やICカード利用データを用いて、乗客一人一人の乗降停留所や利用者種別、券種等を把握し、区間別・券種別の運賃と掛け合わせることによって、系統別の収入を推計する。 (例2) 運賃箱での現金収入額に基づいて、各系統の収入を算出する。 (例3) 上記の(例1)と(例2)を組み合わせ、収入額算出の精度を上げる。	(例1) 系統別の運行費用は、概ね実車走行キロに比例するものと考え、各系統の実車走行キロに基づいて全社又は営業所単位での総費用(人件費、燃料費、車両費等)を系統別に配分・按分する。 (例2) 系統別の運行費用は、概ね実車走行キロと比例するものと考え、それ以外の要素(例えば、特定系統にのみ大型車両・ノンステップバス等を導入しているなど)も加味する。各系統の実車走行キロ及びその他の費用増の要因を用いて系統別の配分基準を設定し、全社又は営業所単位での総費用を系統別の配分基準によって配分・按分する。

③ 現況整理の事例

以下に、既に作成された網形成計画における特徴的な現況整理の事例を紹介します。地域の現状、公共交通の現状、移動の実態等に加え、データの入手状況等によって対象とする地域に適した現況整理の在り方は異なりますが、分析の着眼点として参考にしてください。

報告（2）

小型バス(市内完結路線)利用状況

令和2年4月						令和3年4月						令和4年4月					
	運行日	1日の便数	利用者数	運行便数	1便あたりの利用者数		運行日	1日の便数	利用者数	運行便数	1便あたりの利用者数		運行日	1日の便数	利用者数	運行便数	1便あたりの利用者数
戸原線	月～金	9	246	198	1.69	戸原線	月～金	9	329	198	1.66	戸原線	月～金	9	358	189	1.89
城下線	月～金	8	188	176	1.03	城下線	月～金	8	177	176	1.01	城下線	月～金	8	157	168	0.93
梯河東線	火・金	6	69	48	1.44	梯河東線	火・金	6	53	54	0.98	梯河東線	火・金	6	54	54	1.00
与位河東線	月・水・木	6	127	84	1.51	与位河東線	月・水・木	6	95	78	1.22	与位河東線	月・水・木	6	104	72	1.44
蔦沢線	月～金	10	402	220	1.83	蔦沢線	月～金	9	312	198	1.58	蔦沢線	月～金	10	310	210	1.48
大谷線	月・水	6	35	54	0.65	大谷線	月・水	6	37	48	0.77	大谷線	月・水	6	39	48	0.81
土万線	月～金	8	224	176	1.27	土万線	月～金	8	409	176	2.32	土万線	月～金	8	353	168	2.10
塩田線	月・水	6	41	54	0.76	塩田線	月・水	6	62	48	1.29	塩田線	月・水	6	61	48	1.27
染河内川西線	月～金	6	135	132	1.02	染河内川西線	月～金	5	308	110	2.80	染河内川西線	月～金	5	322	105	3.07
下三方線	火・金	6	21	48	0.44	下三方線	火・金	6	40	54	0.74	下三方線	火・金	6	30	54	0.56
河原田線	火・金	6	3	48	0.06	河原田線	火・金	6	1	54	0.02	河原田線	火・金	6	0	54	0.00
公文線	月・水	6	1	54	0.02	公文線	月・水	6	0	48	0.00	公文線	月・水	6	0	48	0.00
千町線	月・水	6	1	54	0.02	千町線	月・水	6	4	48	0.08	千町線	月・水	6	0	48	0.00
黒原線	火・金	6	9	48	0.19	黒原線	火・金	6	6	54	0.11	黒原線	火・金	6	9	54	0.17
谷今市線	火・木	6	11	54	0.20	谷今市線	火・木	6	11	54	0.20	谷今市線	火・木	6	12	48	0.25
水谷線	月・水・金	6	16	78	0.21	水谷線	月・水・金	6	25	78	0.32	水谷線	月・水・金	6	24	78	0.31
戸倉線 (飯見経由)	月・水・金	4	9	52	0.17	戸倉線 (飯見経由)	月・水・金	4	28	52	0.54	戸倉線 (飯見経由)	月・水・金	4	13	52	0.25
戸倉線 (音水経由)	火・木	4	2	36	0.06	戸倉線 (音水経由)	火・木	4	8	36	0.22	戸倉線 (音水経由)	火・木	4	5	32	0.16
鷹巣線	月～水・金	6	25	102	0.25	鷹巣線	月～水・金	6	22	102	0.22	鷹巣線	月～水・金	6	41	102	0.40
奥西山七野線	月～水・金	4	8	68	0.12	奥西山七野線	月～水・金	4	11	68	0.16	奥西山七野線	月～水・金	4	6	68	0.09
合計			1,573	1,784	0.88	合計			1,938	1,734	1.12	合計			1,898	1,700	1.12

小型バス(市内完結路線)利用状況

令和2年5月						令和3年5月						令和4年5月					
	運行日	1日の便数	利用者数	運行便数	1便あたりの利用者数		運行日	1日の便数	利用者数	運行便数	1便あたりの利用者数		運行日	1日の便数	利用者数	運行便数	1便あたりの利用者数
戸原線	月～金	9	203	189	1.07	戸原線	月～金	9	251	189	1.33	戸原線	月～金	9	351	198	1.77
城下線	月～金	8	162	168	0.96	城下線	月～金	8	134	168	0.80	城下線	月～金	8	146	176	0.83
梯河東線	火・金	6	54	54	1.00	梯河東線	火・金	6	45	48	0.94	梯河東線	火・金	6	66	54	1.22
与位河東線	月・水・木	6	121	72	1.68	与位河東線	月・水・木	6	95	78	1.22	与位河東線	月・水・木	6	125	84	1.49
蔦沢線	月～金	10	381	210	1.81	蔦沢線	月～金	9	255	189	1.35	蔦沢線	月～金	10	317	220	1.44
大谷線	月・水	6	43	48	0.90	大谷線	月・水	6	35	54	0.65	大谷線	月・水	6	36	54	0.67
土万線	月～金	8	241	168	1.43	土万線	月～金	8	346	168	2.06	土万線	月～金	8	341	176	1.94
塩田線	月・水	6	59	48	1.23	塩田線	月・水	6	68	54	1.26	塩田線	月・水	6	61	54	1.13
染河内川西線	月～金	6	122	126	0.97	染河内川西線	月～金	5	318	105	3.03	染河内川西線	月～金	5	335	110	3.05
下三方線	火・金	6	30	54	0.56	下三方線	火・金	6	21	48	0.44	下三方線	火・金	6	32	54	0.59
河原田線	火・金	6	2	54	0.04	河原田線	火・金	6	2	48	0.04	河原田線	火・金	6	0	54	0.00
公文線	月・水	6	1	48	0.02	公文線	月・水	6	0	54	0.00	公文線	月・水	6	2	54	0.04
千町線	月・水	6	8	48	0.17	千町線	月・水	6	0	54	0.00	千町線	月・水	6	3	54	0.06
黒原線	火・金	6	5	54	0.09	黒原線	火・金	6	4	48	0.08	黒原線	火・金	6	4	54	0.07
谷今市線	火・木	6	9	48	0.19	谷今市線	火・木	6	10	48	0.21	谷今市線	火・木	6	14	54	0.26
水谷線	月・水・金	6	10	78	0.13	水谷線	月・水・金	6	12	78	0.15	水谷線	月・水・金	6	21	84	0.25
戸倉線 (飯見経由)	月・水・金	4	10	52	0.19	戸倉線(飯見経由)	月・水・金	4	12	52	0.23	戸倉線 (飯見経由)	月・水・金	4	19	56	0.34
戸倉線 (音水経由)	火・木	4	5	32	0.16	戸倉線(音水経由)	火・木	4	8	32	0.25	戸倉線 (音水経由)	火・木	4	9	36	0.25
鷹巣線	月～水・金	6	27	102	0.26	鷹巣線	月～水・金	6	23	102	0.23	鷹巣線	月～水・金	6	53	108	0.49
奥西山七野線	月～水・金	4	22	68	0.32	奥西山七野線	月～水・金	4	13	68	0.19	奥西山七野線	月～水・金	4	2	72	0.03
合計			1,515	1,721	0.88	合計			1,652	1,685	0.98	合計			1,937	1,806	1.07

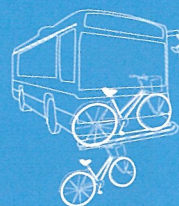
穴栗市

ぶらっと 自転車下り

大自然に囲まれた、しろう森林王国を
自転車で走り抜けてみませんか？

バスに自転車を乗せ、
自転車で自由に散策！

手ぶらでも
楽しめます！



実施期間

6月4日～11月末日

参加料金

大人 2,000円

小人（小学生以下） 1,500円

バス代、保険代、レンタサイクル料等込

※自転車持込の場合は300円引きになります。

行程

集合

山崎営業所



バス

山崎
待合所



バス

宮の元
バス停



自転車

山崎営業所

解散

土日祝 9:00 集合 9:22 発 ▶ 10:05 発 ▶ 10:40 着予定

平日 9:15 集合 9:46 発 ▶ 10:00 発 ▶ 10:36 着予定

自転車下り
開始

17:00 までに
お戻り下さい

※営業所の都合により、山崎営業所～山崎待合所間を自動車にて送迎する場合がございます

START!

FINISH!

公式サイトにて
道中のおすすめ
観光スポットを紹介中！



<https://shinki-gb.co.jp/shiso-cycling>

観光に！運動に！
サイクリングしながら
宍粟の自然を楽しもう！



コース案内

- ・約25kmのコースです
- ・要所には、案内板を設置しています
- ・自由散策でもお楽しみいただけます

集合場所

ウエスト神姫 山崎営業所

兵庫県宍粟市山崎町山田 79 ☎ 0790-62-1720

集合時刻

土日祝 9:00 平日 9:15

※手続きその他取り扱い事項の説明のため、
遅れないようにお越しください。

※雨天等でキャンセルされる場合は、お早めにご連絡ください。
(キャンセル料は不要です。)

※荒天が予想される場合、中止とさせていただきます

レンタサイクルについて

レンタサイクル貸し出し台数

大人用 … 4台 (26・27インチ)

子供用 … 6台 (22インチ～26インチ)

※台数に限りがあるため、
ご希望のサイズをご用意できない場合があります

申込方法 要予約

利用希望日の前日までに電話でお申し込み下さい。

ウエスト神姫 山崎営業所 ☎ 0790-62-1720

ご案内事項

- ・集合場所には無料の駐車場があります。
- ・ご参加の際は身分証明証（免許証他）をご持参下さい。
- ・自転車は持込可能です。その場合参加料金から300円割引させていただきます。
- ・添乗員、案内係は同行しません。
- ・自転車下り途中のトイレについては、出発前にお渡しするパンフレットでご確認ください。

路肩の狭い国道を一部走行します。小さいお子様等、
ふらつく恐れがある方は安全上の理由からご遠慮くださるようお願いします。

写真提供：しそ森林王国観光協会

お問い合わせ・ご予約

(株)ウエスト神姫 山崎営業所
〒671-2575 兵庫県宍粟市山崎町山田 79

☎ 0790-62-1720

🌐 <https://shinki-gb.co.jp/shiso-cycling>